

# 熊本県公報

第12886号  
令和元年(2019年)  
12月24日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定..... (障がい者支援課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定..... (くらしの安全推進課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定..... (障がい者支援課) 2
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除..... (建築課) 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除..... ( // ) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除..... ( // ) 5
- 保安林の指定の解除に関する予定..... (森林保全課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... ( // ) 5
- 換地処分..... (農地整備課) 6
- 農用地利用配分計画の認可..... (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可..... ( // ) 6
- 道路の位置の指定..... (建築課) 7

## 告 示

### 熊本県告示第604号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
短期入所生活介護事業所 ひかりの園 上天草市松島町今泉10 04番地1	社会福祉法人姫戸ひかり 会 上天草市姫戸町姫浦26 61番地 深谷 恵了	短期入所	令和元年（2019年）1 2月13日

### 熊本県告示第605号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として令和元年（2019年）12月16日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	痴漢電車 食い込み夢〈ドリーム〉マッチ（オーピー） 三十路・四十路・五十路妻 熟れて食べごろ（新日本映像） 快感ヒロイン ぷるるん捜査線（オーピー） 通夜の喪服妻 僧侶にもてあそばれて（新日本映像） 痴漢透明人間Ⅲ ワイセツ？（新東宝映画） 密通の宿 悦びに濡れた町（オーピー） 恥ずかしい検診 興奮のOL（新日本映像） ポルノ・レポート 金髪パンマ（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第606号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センター御幸 球磨郡球磨村大字渡乙1 930番地1	貴博合同会社 球磨郡球磨村大字渡乙1 930番地1 日隠 邦博	就労継続支援A型 就労継続支援B型	令和元年（ 2019年） 12月16 日

**熊本県告示第607号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）12月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	牛深天草線	天草市魚貫町浦越 2929番1地先から 同所 2930番7地先まで	180.8	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）12月24日

**熊本県告示第608号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）6月1日熊本県告示第441号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）7月31日熊本県告示第614号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）8月28日熊本県告示第683号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）10月5日熊本県告示第774号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）11月26日熊本県告示第989号（造成宅地防災区域の指定）及び平成31年（2019年）2月8日熊本県告示第88号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 八迫地区⑤  
菊池郡大津町大字吹田字八迫1147番2、1147番3
- 2 西鶴地区⑤  
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴659番
- 3 八迫地区①  
菊池郡大津町大字吹田字八迫1230番62、1230番53  
菊池郡大津町大字吹田字笹尾1262番24
- 4 立ノ口地区①  
菊池郡大津町大字矢護川字立ノ口3145番
- 5 立ノ口地区①（追加）  
菊池郡大津町大字矢護川字立ノ口3147番
- 6 上尾迫地区⑥  
菊池郡大津町大字大林字上尾迫1069番5

- 7 山ノ上地区②  
菊池郡大津町大字外牧字山ノ上1248番、1249番
- 8 長迫地区⑥  
菊池郡大津町大字錦野字長迫694番、695番、698番
- 9 八迫地区⑦  
菊池郡大津町大字吹田字八迫1230番52  
菊池郡大津町大字吹田字笹尾1262番23、1262番14
- 10 年ノ神地区⑦  
菊池郡大津町大字陣内字年ノ神1487番11

(「その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第609号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月13日熊本県告示第203号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)5月25日熊本県告示第423号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)7月13日熊本県告示第568号(造成宅地防災区域の指定)及び平成30年(2018年)10月2日熊本県告示第762号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 本村地区(その4)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村805番、808番、803番、804番1、804番2、805番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 本村地区(その7)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村856番1、856番3、860番1、860番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 3 本村地区(その1)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村861番
- 4 本村地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村888番1
- 5 本村地区(その3)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村871番
- 6 立石地区(その4)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1531番3、1531番5
- 7 東新所地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字東新所1166番
- 8 田坪地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪5144番、5144番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 9 井手ノ上地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字井手ノ上5174番1
- 10 山ノ下地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字山ノ下5834番1、5834番2
- 11 山久保地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字山久保5751番、5752番
- 12 五ノ小石地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字久石字五ノ小石534番
- 13 北鶴地区

- 阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字北鶴965番1
- 14 宮ノ前地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字白川字宮ノ前2062番
- 15 馬立地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立203番1
- 16 宮内地区(その1)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字宮内779番1
- 17 下ノ原地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字中松字下ノ原2843番1、2842番、2845番
- 18 東原地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字中松字東原2710番2
- 19 横道下地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字一関字横道下2321番1、2321番2
- 20 立石地区(その5)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1530番3
- 21 立石地区(その6)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1529番2
- 22 加勢ノ上地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字加勢ノ上1842番
- 23 宮内地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字宮内767番1、767番7
- 24 宮寺鶴地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮寺鶴322番1、323番1
- 25 中家鶴地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字中家鶴1510番1、1511番
- 26 田坪地区(その3)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪5120番1
- 27 尾道地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字尾道4264番4、4262番9
- 28 一ノ峯地区(その4)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字一ノ峯2385番2、2385番3
- 29 一ノ峯地区(その5)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字一ノ峯2385番1
- 30 仁連森地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字仁連森1343番1
- 31 堀ノ口地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字堀ノ口4311番3
- 32 赤瀬地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字赤瀬461番243、461番244
- 33 銭瓶地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字銭瓶5392番
- 34 田坪地区(その1)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪5132番、5133番1、5133番3
- 35 萩ノ久保地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字萩ノ久保5582番44

- 36 下鳥小塚地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下鳥小塚4746番82
- 37 馬立地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立173番2
- 38 鉢ノ久保地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字鉢ノ久保4887番2
- 39 下迫地区(その1)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫4959番1
- 40 下迫地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫4987番2、4982番、4982番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 41 下迫地区(その3)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫5035番1、5035番2

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第610号**

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)5月25日熊本県告示第423号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 平田地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字平田2461番
- 2 一ノ峯地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字一ノ峯2384番

(その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第611号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字川端47番15(国有林)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**公 告**

**熊本県公告第536号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字南受1022番4  
499.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字原水1028番地1  
高橋 久美

**熊本県公告第537号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字地藏本1332番1  
449.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区植木町木留142番地1マーベラスビューA205号  
田尻 良

**熊本県公告第538号**

県営大久保地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第539号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字長田2285 番1ほか34筆
農事組合法人火の 君とよだ	熊本市南区城南町塚 原	熊本市南区城南町東阿高字一位田606 番1
株式会社アドバン ス	菊池市旭志尾足	菊池市泗水町住吉字南久保1124番1 ほか165筆
株式会社アドバン ス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志小原字下尾迫1209番1
農事組合法人たら ぎ大地	球磨郡多良木町多良 木	球磨郡多良木町大字多良木字掛島768 番ほか1筆
農事組合法人たら ぎ大地	球磨郡多良木町多良 木	球磨郡多良木町大字黒肥地字萩川486 5番1ほか4筆

2 認可年月日

令和元年（2019年）12月17日

**熊本県公告第540号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和元年（2019年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市岱明町山下字五ヶ辻386番1ほ ほか476筆
柴尾 善博	阿蘇市内牧	玉名市岱明町野口字藪下1874番ほか 2筆
倉野尾 知弘	玉名市岱明町山下	玉名市岱明町高道字割付47番ほか4筆
田上 澄知	玉名市岱明町山下	玉名市岱明町山下字寺ノ下812番ほか 1筆
高本 昌揮	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下663番

高本 昌揮	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下666番2
池上 正	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町浜田字長保2830番8ほか1筆
田中 正通	玉名市大浜町	玉名市大浜町字安甲尻3166番1ほか1筆
坂本 實芳	玉名市大浜町	玉名市大浜町字開ノ内1207番55ほか3筆

## 2 認可年月日

令和元年(2019年)12月17日

**熊本県公告第541号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区世安町361番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社みらいコンシェルジュ
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字杉水字矢鉾3115番1
- 4 道路の幅員 5.01メートル
- 5 道路の延長 86.97メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)12月12日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第267号